

令和7年度加古川市延長保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市延長保育事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象は、市内において国が定める延長保育事業実施要綱に規定される事業を実施する者とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市延長保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項に規定する補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市延長保育事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（報告義務）

第6条 補助申請者は、補助事業の実施状況を、事業を実施した翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき又は第5条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市延長保育事業補助金実績報告書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、14日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市延長保育事業補助金確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、上半期実績に基づく補助見込額の1/2以内の額を、年度途中に交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市延長保育事業補助金請求書(様式第5号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

別表（第3条関係）

補助基準額	対象経費																																				
延長時間により区分される次に定める額とする。 （１）保育短時間認定 在籍児童１人当たり年額 ①民間保育所・認定こども園 <table> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>21,200 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 時間</td><td>42,400 円</td></tr> <tr><td>延長時間 3 時間</td><td>63,600 円</td></tr> </table> ②小規模保育事業（Ａ型） <table> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>14,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 時間</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 3 時間</td><td>42,000 円</td></tr> </table> ③事業所内保育事業（定員 19 人以下） <table> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 時間</td><td>25,800 円</td></tr> <tr><td>延長時間 3 時間</td><td>38,700 円</td></tr> </table> （２）保育標準時間認定 １事業当たり年額 ①民間保育所・認定こども園 <table> <tr><td>延長時間 30 分</td><td>600,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>1,760,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 ～ 3 時間</td><td>2,761,000 円</td></tr> </table> ②小規模保育事業（Ａ型） ア 自園調理等の事業所 <table> <tr><td>延長時間 30 分</td><td>600,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>1,422,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 ～ 3 時間</td><td>1,760,000 円</td></tr> </table> ※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（③において同じ） ③事業所内保育事業（定員 19 人以下・Ａ型） ア 自園調理等の事業所 <table> <tr><td>延長時間 30 分</td><td>552,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 1 時間</td><td>1,308,000 円</td></tr> <tr><td>延長時間 2 ～ 3 時間</td><td>1,619,000 円</td></tr> </table> （ただし、（１）及び（２）ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする）	延長時間 1 時間	21,200 円	延長時間 2 時間	42,400 円	延長時間 3 時間	63,600 円	延長時間 1 時間	14,000 円	延長時間 2 時間	28,000 円	延長時間 3 時間	42,000 円	延長時間 1 時間	12,900 円	延長時間 2 時間	25,800 円	延長時間 3 時間	38,700 円	延長時間 30 分	600,000 円	延長時間 1 時間	1,760,000 円	延長時間 2 ～ 3 時間	2,761,000 円	延長時間 30 分	600,000 円	延長時間 1 時間	1,422,000 円	延長時間 2 ～ 3 時間	1,760,000 円	延長時間 30 分	552,000 円	延長時間 1 時間	1,308,000 円	延長時間 2 ～ 3 時間	1,619,000 円	延長保育事業に必要な経費
延長時間 1 時間	21,200 円																																				
延長時間 2 時間	42,400 円																																				
延長時間 3 時間	63,600 円																																				
延長時間 1 時間	14,000 円																																				
延長時間 2 時間	28,000 円																																				
延長時間 3 時間	42,000 円																																				
延長時間 1 時間	12,900 円																																				
延長時間 2 時間	25,800 円																																				
延長時間 3 時間	38,700 円																																				
延長時間 30 分	600,000 円																																				
延長時間 1 時間	1,760,000 円																																				
延長時間 2 ～ 3 時間	2,761,000 円																																				
延長時間 30 分	600,000 円																																				
延長時間 1 時間	1,422,000 円																																				
延長時間 2 ～ 3 時間	1,760,000 円																																				
延長時間 30 分	552,000 円																																				
延長時間 1 時間	1,308,000 円																																				
延長時間 2 ～ 3 時間	1,619,000 円																																				

（注）保育短時間認定に係る延長保育事業補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

保育標準時間認定に係る延長保育事業補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。